

## 72. 12

登録義務者（法人）の清算終了登記前に  
登録原因が発生した場合において、清算  
終了登記後になされた登録申請の取扱い

登録義務者の清算人であった者が当該登録義務者の代表者として標記の申請をしたときは、これを受理する。

なお、清算人であったことを証明する書面（閉鎖事項証明書等）の添付がない場合は、この書面の提出を命ずることとする（特登令30条の2第4号<sup>\*1</sup>）。

（説明）

登録義務者の清算終了登記後に登録申請をする場合には、原則として当該清算終了登記を抹消（商業登記法134条1項2号）した後にしなければならないが、標記の場合には、単に登録手続のみが未了であるので申請人の便宜を考慮し、本文のとおり取り扱う。

（改訂平成23・11）

---

\*1 特登令30条の2第4号：実登令7条、意登令7条、商登令10条において準用